

I 認定申請手数料 (法第29条)

1. 認定申請 (法第30条第2項の規定による申出がない場合)

(1) 非住宅建築物 (住宅以外の用途のみに供する建築物)

床面積の合計	標準入力法・主要室入力法		モデル建物法等	
	金額 (円)		金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	242,000	12,000	94,000	12,000
300～1,000㎡未満	300,000	19,000	118,000	19,000
1,000～2,000㎡未満	383,000	30,000	153,000	30,000
2,000～5,000㎡未満	541,000	83,000	244,000	83,000
5,000～10,000㎡未満	663,000	130,000	316,000	130,000
10,000～25,000㎡未満	781,000	164,000	378,000	164,000
25,000～50,000㎡未満	889,000	204,000	443,000	204,000
50,000㎡以上	1,105,000	284,000	572,000	284,000

(2) 一戸建ての専用住宅の申請

【誘導仕様基準及び誘導併用基準以外】

床面積200㎡未満のもの 44,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

床面積200㎡以上のもの 48,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

【誘導仕様基準】

床面積200㎡未満のもの 23,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

床面積200㎡以上のもの 24,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

【誘導併用基準】

床面積200㎡未満のもの 34,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

床面積200㎡以上のもの 36,000円 (評価書面がある場合は、6,600円)

(3) 共同住宅または長屋 (すべてが住宅の用途のもの)

床面積の合計	誘導仕様基準及び誘導併用基準以外		誘導仕様基準		誘導併用基準	
	金額 (円)		金額 (円)		金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000	11,000
300～2,000㎡未満	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000	22,000
2,000～5,000㎡未満	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000	47,000
5,000～10,000㎡未満	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000	83,000
10,000～25,000㎡未満	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000	132,000
25,000～50,000㎡未満	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000	198,000
50,000㎡以上	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000	299,000

(4) 複合建築物 (住宅および住宅以外の両方の用途に供する建築物)

(ア) 複合建築物 (一戸建ての住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (2) の金額』 の合計金額

(イ) 複合建築物 (共同住宅又は長屋住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (3) の金額』 の合計金額

○評価書面

次の機関が適正と評価した書面

- ・登録住宅性能評価機関 (住宅に限る)
- ・登録建築物調査機関
- ・指定確認検査機関であって、

2. 認定申請と併せて建築確認を申請 (法第30条第2項の規定による申出がある場合)

1. の金額に、建築基準法に基づく確認申請手数料を合算した金額

II 計画変更の認定申請手数料 (法第31条)

I に掲げる金額

- ※ 認定を受けた計画の変更をする場合の床面積は、当該計画変更に係る部分の1/2で算定
- ※ 法第29条第2項第3号に掲げる事項 (資金計画) のみを変更する場合は、4,800円